



埼玉県報

第 116 号
令和 2 年(2020 年)
6 月 19 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（温暖化対策課）
- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（大気環境課）
- フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則（大気環境課）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則（産業廃棄物指導課）
- 卸売市場法施行細則の一部を改正する規則（農業ビジネス支援課）

告示

- 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則第 3 条第 2 項ただし書(第 6 条後段において準用する場合を含む。)の規定に基づき知事が認める事由及び当該事由を勘案して定める期限（温暖化対策課）
- 保育士登録業務に係る手数料徴収事務委託（少子政策課）
- 埼玉県出張理美容師衛生講習の指定（生活衛生課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 卸売市場法に基づく地方卸売市場の公示（農業ビジネス支援課）
- 株木用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 中里用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 入西北部土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 金杉土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 神扇落悪水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 元荒川土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 北武蔵用水土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 新方領用悪水路土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 建設業法第 29 条第 1 項に基づく許可取消処分（建設管理課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 一般国道 299 号の区域の変更（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 299 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）

- 一般国道299号の道路の占用を制限する区域の指定（秩父県土整備事務所）
- 県道吉田太田部譲原線の区域の変更（本庄県土整備事務所）
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）

正誤

- 埼玉県告示第619号中訂正（大宮公園事務所）

規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十八号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該提出をすることができないと認められるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出をしなければならない。

第六条、第十六条第二項、第十八条及び第二十三条第二項に後段として次のように加える。

この場合においては、第三条第二項ただし書の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第五十九号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該提出をすることができないと認められるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出をしなければならない。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に当該報告をすることができないと認められるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに報告をしなければならない。

第十九条の二第六項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に当該提出をすることができないと認められるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出をしなければならない。

第十九条の三第二項及び第五十七条に後段として次のように加える。

この場合においては、第九条ただし書の規定を準用する。

第五十九条第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、第八条第一項ただし書の規定を準用する。

第七十七条第六項に後段として次のように加える。

この場合においては、第九条ただし書の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則（平成十四年埼玉県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第十三条第一項第五号中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に改める。

様式第八号中「~~第15条第2項~~」を「~~第15条第3項~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前のフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第六十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年埼玉県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限内に提出することができないと認められるときは、知事が当該事由を勘案して定める期限までに提出しなければならぬ。

第十四条第三項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

第十四条第四項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合においては、第二項ただし書の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則

卸売市場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第六十二号

卸売市場法施行細則の一部を改正する規則

卸売市場法施行細則（令和元年埼玉県規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号5②の（記載上の注）中「残高」を「返済・償還額」と改める。

「（記載上の注意） 認定を受けた他の卸売市場において

様式第四号第1の2中

つては、(1)から(3)までの表を本卸売市場分を含めた全ての認定を受けた卸売市場分とすること。

「（記載上の注意）

卸売業務を行っている者にあ 1 認定を受けた他の卸売市場において卸売場分及び当該他の卸売市場を 又は 2 金額、委託手数料、買付販売利益（損失）の合計についてそれぞれ作成 卸売市場分の合計についてそれぞれ作成する消費税額及び地方消費税額に相当する額を

業務を行っている者にあつては、(1)か卸売市場を含めた全ての認定を受けたること。

に定める「様式第一の2」中「B/A」を「A/

金額及び販売利益（損失）金額の欄は、含む金額を記載すること。」

B」に改める。

様式第五号3②の（記載上の注）中「残高」を「返済・償還額」と改め、同様式5①②の「場外指定保管場所」を「場外保管場所」と、「指定年月日」を「指定年月日」に改め、同様式6①②の（記載上の注）を次のように改める。

（記載上の注意） 温度管理の有無の欄については、場外保管場所が低温又は定温管理機能を有する施設である場合には「有」を、当該機能を有しない施設である場合には「無」を記載すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

埼玉県告示第六百五十号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）第三条第二項ただし書（第六条後段において準用する場合を含む。）の規定に基づき、知事が認める事由及び当該事由を勘案して定める期限を次のように定める。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 事由

新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）

二 期限

令和二年九月三十日

告示

埼玉県告示第六百五十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる手数料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

| 手数料 | 受託者の住所、名称及び代表者の氏名 | 委託期間 |
|--|---|------------------------|
| 埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表福祉部の項第三号、第四号及び第五号に規定する手数料 | 東京都千代田区麹町一丁目六番地二 社会福祉法人日本保育協会 理事長 大谷 泰夫 | 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで |

告 示

埼玉県告示第六百五十二号

理容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十三号）第七条及び美容師法施行条例（平成十二年埼玉県条例第二十四号）第七条の規定による出張理美容師衛生講習として次のとおり指定した。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習の主催者

埼玉県知事 大野 元裕

二 講習日程及び講習会場

イ 令和二年九月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県庁第三庁舎

ロ 令和二年十二月一日

埼玉県坂戸市大字石井二千三百二十七番地一

埼玉県坂戸保健所

ハ 令和三年二月十日

埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号

埼玉県熊谷保健所

告示

埼玉県告示第六百五十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目一番地五、一番地七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 池谷幹男

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケンテ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号

（変更後） 三菱UFJ信託銀行株式会社 取締役社長 長島巖

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケンテ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケンテ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計百十六

者

（変更後） コストコホールセールジャパン株式会社 代表取締役 ケンテ

リオ

神奈川県川崎市川崎区池上新町三丁目一番四号 外 計百十一

者

ハ 変更年月日

令和二年四月一日外

ニ 届出年月日

令和二年六月八日

二 縦覧期間

令和二年六月十九日から令和二年十月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月十九日から令和二年十月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百五十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷アネックス

埼玉県三郷市新三郷ららシティ二丁目千百九十三―十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 合同会社 FOREVER 21 JAPAN RETAIL 職務

執行者 山本宏治

東京都千代田区麹町四丁目一番地

（変更後） ゼビオ株式会社 代表取締役 加藤智治

福島県郡山市朝日三丁目七番三十五号

ハ 変更年月日

令和二年三月九日

ニ 届出年月日

令和二年六月八日

二 縦覧期間

令和二年六月十九日から令和二年十月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月十九日から令和二年十月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

S H O P P I N G C E N T E R S O Y O C A F U J I M I N O

埼玉県ふじみ野市うれし野二丁目十番三号

ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三九五台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三三五台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和三年二月四日

ニ 届出年月日

令和二年六月三日

二 縦覧期間

令和二年六月十九日から令和二年十月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月十九日から令和二年十月十九日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第六百五十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第十三条第一項の規定に基づき、地方卸売市場として次のとおり認定したので、同条第六項の規定により公示する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

| | | |
|--|-------------------------------|---|
| 開設者の名称及び住所 川越総合卸売市場株式会社 埼玉県川越市大字大袋 六百五十番地 | 地方卸売市場の名称 埼玉川越総合地方卸 売市場 | 地方卸売市場の位置 及び取扱品目 埼玉県川越市大字大袋六百五十番地 野菜、果実及びこれらの加工品 生鮮水産物及びこれらの加工品 |
| 株式会社上武生産市場 埼玉県深谷市中瀬千五 百二十八番地 | 地方卸売市場上武生 産市場 | 埼玉県深谷市中瀬千五百二十八番地 野菜 |
| 株式会社大宮中央青果 市場 埼玉県さいたま市北区 吉野町二丁目二百二十四番地一 | 大宮総合食品地方卸 売市場 | 埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目二百二十四番地一 野菜、果実及びこれらの加工品 |
| 株式会社浦和総合流通 センター 埼玉県さいたま市桜区 桜田三丁目三番一号 | 地方卸売市場浦和総 合流通センター | 埼玉県さいたま市桜区桜田三丁目三番一号 野菜、果実及びこれらの加工品 |
| 株式会社山屋青果市場 埼玉県さいたま市緑区 間宮六百五十五番地二 | 地方卸売市場山屋青 果市場 | 埼玉県さいたま市緑区間宮六百五十五番地二 野菜及び果実 |
| 株式会社川口中央青果 市場 埼玉県川口市大字安行 領家八百四十番地の一 | 地方卸売市場川口中 央青果市場 | 埼玉県川口市大字安行領家八百四十番地の一 野菜、果実及びこれらの加工品 |

| | | |
|--|----------------|---|
| 株式会社上福岡青果市場 埼玉県ふじみ野市上福岡五丁目十番十一号 | 地方卸売市場上福岡青果市場 | 埼玉県ふじみ野市上福岡十番十一号 野菜、果実及びこれらの加工品 |
| 東松山青果海産物商業協同組合 埼玉県東松山市神明町一丁目五番七号 | 地方卸売市場東松山青果市場 | 埼玉県東松山市神明町一丁目五番七号 野菜、果実及びこれらの加工品 |
| 株式会社中瀬青果市場 埼玉県深谷市中瀬八百六十三番地 | 地方卸売市場中瀬青果市場 | 埼玉県深谷市中瀬八百六十三番地 野菜、果実及びこれらの加工品 |
| 株式会社深谷並木青果市場 埼玉県深谷市原郷二千四百七十七番地 | 地方卸売市場深谷並木青果市場 | 埼玉県深谷市原郷二千四百七十七番地 野菜、果実及びこれらの加工品 |
| 株式会社埼玉県東部流通センター 埼玉県越谷市流通団地三丁目二番一 | 越谷総合食品地方卸売市場 | 埼玉県越谷市流通団地三丁目二番一 野菜、果実及びこれらの加工品並びに農産物加工品 |
| 株式会社埼玉県魚市場 埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目二百二十六番地一 六番地一 | 埼玉県水産物地方卸売市場 | 埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目二百二十六番地一 生鮮水産物及びその他加工品等 |
| 群馬県中央園芸株式会社 群馬県高崎市下大類町千二百五十八番地 | 地方卸売市場熊谷花市場 | 埼玉県熊谷市柿沼二百三十五番地の一 花き |
| 深谷市 埼玉県深谷市仲町十一番一号 | 深谷市花植木公設地方卸売市場 | 埼玉県深谷市櫛引二十二番地一 花き及びその加工品 |

| | | |
|---|------------------------|--------------------------------------|
| 株式会社埼玉園芸市場 埼玉県加須市下樋遣川 六千番地 | 地方卸売市場埼玉園 芸市場 | 埼玉県加須市下樋遣川六千番 地 |
| 秩父市 埼玉県秩父市熊木町八 番十五号 | 秩父市公設地方卸売 市場 | 埼玉県秩父市大野原百三十番 地 |
| 埼玉県中央青果株式会 社 埼玉県上尾市大字西門 前二百八十六番地 | 埼玉県地方卸売市場 上尾市場 | 埼玉県上尾市大字西門前二百 八十六番地 |
| 株式会社埼玉西部食品 流通センター 埼玉県所沢市大字南永 井八百六十七番地一 | 所沢総合食品地方卸 売市場 | 埼玉県所沢市大字南永井八百 六十七番地一 |
| 株式会社妻沼青果市場 埼玉県熊谷市妻沼台千 百七十四番地一 | 地方卸売市場妻沼青 果市場 | 埼玉県熊谷市妻沼台千百七十 四番地一 |
| さいたま春日部市場株 式会社 埼玉県春日部市小淵二 百四十三番地 | 地方卸売市場さいた ま春日部市場 | 埼玉県春日部市小淵二百四十 三番地 |
| 川口食肉荷受株式会社 埼玉県川口市領家四丁 目七番十八号 | 川口食肉地方卸売市 場 | 埼玉県川口市領家四丁目七番 十八号 |
| 株式会社川越花き市場 埼玉県川越市大字寺井 字馬喰町二百十四番地 の一 | 地方卸売市場全農さ いたま川越花き市場 | 埼玉県川越市大字寺井字馬喰 町二百十四番地の一 花き及び資材 |

| | | |
|---|----------------------|---|
| 株式会社熊谷青果市場 埼玉県熊谷市佐谷田千 四百二十二番地 | 地方卸売市場熊谷青 果市場 | 埼玉県熊谷市佐谷田千四百二 十二番地 野菜、果実及びこれらの加工品 |
| 株式会社深谷中央青果 市場 埼玉県深谷市稻荷町三 丁目五番二十号 | 地方卸売市場深谷中 央青果市場 | 埼玉県深谷市稻荷町三丁目五 番二十号 野菜、果実及びこれらの加工品 |
| 鴻巣フラワーセンター 株式会社 埼玉県鴻巣市寺谷百二 十五番地 | 地方卸売市場鴻巣フ ラワーセンター | 埼玉県鴻巣市寺谷百二十五番 地 花き及びこれに関連する物品 |

告 示

埼玉県告示第六百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月十五日認可した。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

株木用水土地改良区

二 事務所所在地

坂戸市

告 示

埼玉県告示第六百五十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月十五日認可した。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

中里用水土地改良区

二 事務所所在地

坂戸市

告 示

埼玉県告示第六百五十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月十五日認可した。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

入西北部土地改良区

二 事務所所在地

坂戸市

告 示

埼玉県告示第六百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月十六日認可した。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

金杉土地改良区

二 事務所所在地

北葛飾郡松伏町

告 示

埼玉県告示第六百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月十六日認可した。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

神扇落悪水路土地改良区

二 事務所所在地

幸手市

告 示

埼玉県告示第六百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月十六日認可した。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

元荒川土地改良区

二 事務所の所在地

さいたま市

告 示

埼玉県告示第六百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月十六日認可した。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

北武蔵用水土地改良区

二 事務所所在地

大里郡寄居町

告 示

埼玉県告示第六百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年六月十六日認可した。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 名称

新方領用悪水路土地改良区

二 事務所所在地

春日部市

告 示

埼玉県告示第六百六十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和二年六月十一日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

株式会社靖和

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県川口市末広一丁目二十四番二十号

ハ 代表者の氏名

新井 敏之

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十七）第六八七四九号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

株式会社靖和の役員は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反の罪により、さいたま地方裁判所から禁錮二年（執行猶予三年）の判決を受け、令和二年一月二十九日、その刑が確定している。

このことは、法第八条第十二号（役員等のうち第七号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。

告 示

埼玉県告示第六百六十六号

測量計画機関である三芳町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年六月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

三芳町

二 作業種類

公共測量（修正測量）

三 作業地域

三芳町地内

四 作業期間

令和二年五月二十六日から令和三年二月二十六日まで

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年六月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 二百九十九号
- 三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|---------------------------------|---------------------------------|------------------|
| 秩父市阿保町三七八〇番一地先から同市阿保町三六六四番七地先まで | 秩父市阿保町三七八〇番一地先から同市阿保町三六六四番七地先まで | 区 間 |
| 一三・〇〇〃 一八・〇〇五 | 七・六五〃 一八・〇〇五 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 四八六・八〇 | | 延 長 (メートル) |
| | | 備 考 |

社会資本整備総合交付金(交通安全)工事による。

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年六月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

| | |
|---------|---|
| 路線名 | 一般国道二百九十九号 |
| 供用開始の区間 | 秩父市阿保町三七八〇番一地先から 同市阿保町三六六四番七地先まで (ただし、関係図面に表示する部分 に限る。) |
| 供用開始の期日 | 令和二年六月十九日 |
| 備考 | 平成二十六年三月二十五日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第七号、及び令和二年六月十九日付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第四号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長四八六・八メートル |

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和二年六月十九日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月十九日

埼玉県秩父県土整備事務所長 川 辺 隆 浩

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

一般国道 二百九十九号 秩父市阿保町三七八〇番一地先から同市阿保町三

六六四番七地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和二年六月二十日

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年六月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 飯塚 雅彦

一 道路の種類 県道

二 路線名 吉田太田部譲原線

三 道路の区域

| 新 | 旧 | 旧 新 別 |
|----------------|--------------------------------|-----------------|
| 鳥巢五九番一地先まで | 児玉郡神川町大字矢納字鳥巢五九番一地先から同郡同町大字矢納字 | 区 間 |
| 二〇・四九 三二・三六 | 一六・〇〇 二〇・四九 | 敷地の幅員 (メートル) |
| 一一・〇〇 | | 延長 (メートル) |
| | 道路改築工事 | 備 考 |

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年六月十九日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 檜 徹

| | | |
|------------------------|---|--------------------------------------|
| 号 | 第 秩 一 | 指 定 番 号 |
| 第 一 項 第 五 号 | 建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 | 指 定 に 係 る 道 路 の 種 類 |
| 日 | 令 和 二 年 六 月 十 一 | 指 定 の 年 月 日 |
| 四、六千十番四、六千十一番九、六千九番四地先 | 埼 玉 県 秩 父 郡 横 瀬 町 大 字 横 瀬 字 拾 参 番 六 千 九 番 | 指 定 に 係 る 道 路 の 位 置 |
| 四 十 ・ 〇 〇 | | 指 定 に 係 る 道 路 の 延 長 (単 位 メートル) |
| 六 ・ 〇 〇 | | 指 定 に 係 る 道 路 の 幅 員 (単 位 メートル) |

正 誤

埼玉県告示第六百十九号（令和二年六月九日第百十三号）中訂正

ページ 表中

一 受託者の住所、名称及び代表者氏名

誤

吉川市吉川二丁目一番地一

正

吉川市きよみ野一丁目一番地一